

浅口市立鴨方中学校 いじめ問題対策基本方針

いじめ問題への対策の基本的な考え方

- ・ 学校は、いじめ防止等のため、校長の強いリーダーシップの下、すべての教職員が強い使命感をもって、保護者、地域とも適切に連携して、学校の実情に応じた対策を組織的に推進する。
 - ・ いじめ対策委員会を組織的な対応を行うための中核的な常設の組織とし、学校におけるいじめの未然防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処等に関する措置を実効的に行う。特定の教職員で問題を抱え込みます、学校が組織的に対応する。また、複数による状況の見立てを行い、必要に応じて心理や福祉の専門性を持つスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどの外部の専門家等の参加を得て対応することにより、より実効的ないじめ問題の解決を図る。
- 〈重点となる取組〉**
- ・ SNSの利用やネット上のいじめについての認識を深め、いじめの認知能力やその後の対応能力向上のための教職員研修を実施する。
 - ・ 人権週間において、生徒会が実施する取組を支援し、いじめを許さず、トラブルを自分たちで進んで解決しようとする意識の高揚を図る。
 - ・ 生徒のインターネット利用実態を踏まえ、各学年で全ての生徒に対して情報モラルに関する授業を毎年計画的に実施する。

保護者・地域との連携

〈連携の内容〉

- ・ 学校基本方針をPTA総会で説明し、学校のいじめ問題への取組について保護者の理解を得るとともに、PTA研修会や地区別懇談会等を活用したいじめ問題についての意見交換や協議の場を設定し、取組の改善に生かす。
- ・ 地域の方々との懇談の機会を設け、生徒の学校外での生活に関する見守りや情報提供の依頼を行い、いじめの早期発見に努める。
- ・ インターネット上のいじめの問題やスマートフォン等の正しい使い方等についての啓発のためのPTA対象の研修会を実施する。
- ・ ホームページやPTA新聞に、いじめ問題等の各種相談窓口や学校の教育相談窓口等の紹介を掲載し、活用を促す。

学 校

いじめ防止対策委員会

〈いじめ防止対策委員会の役割〉

- ・ 未然防止のための環境づくり、早期発見のための相談・通報の窓口、いじめへの対応として、情報の収集と共有、記録、組織的に対応するための中核、対処後の被害・加害生徒に対する対応状況の確認

〈いじめ防止対策委員会の開催時期〉

- ・ 年3回定期開催 主任者会を開催

〈いじめ防止対策委員会の内容の教職員への伝達〉

- ・ 直後の職員会議で全職員に周知。緊急の場合は即座に全職員を招集する。

〈いじめ防止対策委員会の構成メンバー〉

- ・ 校外: スクールカウンセラー、PTA会長
- ・ 校内: 校長、教頭、教務、生徒指導主事、学年主任、養護教諭、人権教育担当、教育相談、SSW

全 教 職 員

関係機関等との連携

〈連携機関名〉

- ・ 県教育委員会 浅口市教育委員会

〈連携の内容〉

- ・ 定期的な情報交換

〈学校側の窓口〉

- ・ 教頭

- ・ 生徒指導主事

〈連携機関名〉

- ・ 玉島警察署 浅口市育成センター

〈連携の内容〉

- ・ 定期的な情報交換、連絡会議の開催

〈学校側の窓口〉

- ・ 生徒指導主事

学 校 が 実 施 す る 取 組

① いじめの未然防止

(校内指導体制の確立)

- ・ 教職員の共通理解を図り校内組織を整備し、生徒指導体制や教育相談体制を確立する。年間の教育活動全般を通じて、いじめ防止に資する多様な取組を、体系的・計画的に行い包括的な取組の方針を定め、具体的な指導内容のプログラム化を図る。

(生徒の生命尊重の態度、人権尊重の意識、自己指導能力の育成)

- ・ 実際に合わせて題材や資料等の内容を十分に工夫しながら、道徳教育や人権教育の充実に努める。生徒会活動等の特別活動において、生徒が様々な問題を自分たちで考え、主体的に改善していくことを取組を教職員が積極的に指導・支援することで、生徒の自己指導能力の育成を図る。

(互いに認め合い、心が通じ合う温かみ人間関係づくり)

- ・ ボランティア活動、体験活動、部活動や地域での活動など豊かな人間関係づくりの基盤となるコミュニケーション能力や社会性を育てる。特別活動等でストレスに適切に対処する力や他者と関わるために必要なスキルを身に付けさせる教育を実施する。規律ある集団の中で、集団の一員として自己有用感や充実感を育むことにより、互いに認め合い、心の通じ合う温かみ人間関係をつくる。

(ネット上のいじめに對処できる能力や態度の育成)

- ・ SNS等の利便性やその裏に潜む危険性やいじめ等のトラブルへの対処法について学習を行い、最新の技術を適切に活用できる能力や態度を育てる。

(特に配慮が必要な生徒への対応)

- ・ 日常的に適切な支援を行うとともに、積極的に研修を実施し保護者や関係機関等との連携、周囲の生徒に対する指導を組織的に行う。

② 早期発見

(教職員による観察や情報交換)

- ・ 生徒との信頼関係の構築に努め、生徒が示す小さな変化や危険なサインを見逃さないようアンテナを高く保つ。ミニケース会議などの工夫を行い常に情報の共有を図る。PTAや地域の関係機関などからいじめについての情報も得ることができるよう窓口の周知や情報提供の依頼を定期的に行う。

(定期的なアンケート調査等の実施)

- ・ 生徒の生活実態について、月1回のアンケート調査や教育相談の実施、生活ノートの活用等、きめ細かに把握に努め、いじめを訴えやすい環境を整える。

(校内の教育相談体制の活用・外の相談機関等の周知)

- ・ 生徒や保護者の悩みを積極的に受け止めることができるように校内の教育相談体制を整備する。スクールカウンセラー等の専門家を積極的に活用し、教育相談体制の充実を図る。学校外の相談センター等に設置している面談・電話・Eメールによる相談窓口について生徒や保護者に対して周知や広報を継続して行う。

(SNSを含むネットの利用実態の把握と指導)

- ・ アンケート調査や教育相談等の様々な機会を利用して、生徒のSNSを含むネットの利用実態の積極的な把握に努め、人間関係のトラブルにならないように指導する。教職員間で情報を共有し小さな兆候や情報であってもいじめの実態を把握して指導を適切に行う。

③ いじめへの対処

(いじめの発見や相談を受けたときの対応)

- ・ 生徒からの相談に対しては、迅速に対応することを徹底する。けんかやふざけ合いなどを含め、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場で行為を止め、生徒から経緯を丁寧に聞き取る。いじめられた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保し、守り抜くことを最優先にした対応を行う。正確かつ迅速な事実関係の把握に努めるとともに、学校は事実を隠すことなく保護者に伝え、協力して対応する体制を整える。

(教職員の組織的な対応と関係機関との連携)

- ・ いじめの発見・通報・相談を受けた教職員は、速やかにいじめ防止対策委員会に情報を報告する。暴力を伴い、いじめや金銭を要求するいじめのように犯罪行為として取り扱われるべきものと認めるときには、必ず警察と連携して対応する。日頃から教育委員会や警察等の関係機関への相談を行って、緊密な連携を心がける。

(いじめられた生徒とその保護者への支援)

- ・ いじめられている生徒から、事実関係の聴取を行なうとともに、心のケアも行い、安心して学習やその他の活動に取り組むことができる居場所が確保されるよう弾力的な措置も含めて環境の確保を図る。家庭訪問等により、確実な情報を迅速に保護者に伝え、今後の対応について保護者と情報を共有する。状況に応じて心理や福祉の専門家の協力を得ながら、いじめられた生徒に寄り添い細かく対応できる体制をつくる。いじめられた生徒を徹底的に守り通し、安全・安心を確保する責任があり、いじめが解消に至るまで支援を継続する。

(いじめた生徒への指導とその保護者への助言)

- ・ いじめた生徒から事実関係の聴取を行い、いじめた気持ちや状況などを聞き、その背景にも目を向けながら自らの行為の悪質性を理解し、健全な人間関係を育むことができるよう成長を促す。「いじめは決して許さない」という毅然とした姿勢を示し、必要に応じて専門家の協力を得て、組織的に対応していじめをやめさせるとともに再発防止の措置をとる。正確な情報を迅速に保護者に伝え、事実に対する保護者の理解を促し、学校と連携して以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求める。

(いじめの実事調査)

- ・ いじめられた生徒、いじめた生徒双方からの聴取とともに、必要な場合にはアンケート調査等を実施してその結果から関係した生徒から聴取を行う。

(他の生徒への働きかけ)

- ・ いじめを見ていた生徒に対しても、自分の問題として捉えさせる。はやし立てるなど同調した生徒に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを十分に理解させる。当事者だけの問題ではなく全体の問題として考えられるよう様々な資料をもとに話し合い、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるよう集団作りに努める。

(いじめの解消と継続的な指導)

- ・ 解消していくも、いじめが再発する可能性が十分にありえることを踏まえ、教職員は、いじめられた生徒及びいじめた生徒について日常的に注意深く観察する。いじめの発生を契機として、事例を検証し再発防止のために日常的に取り組む内容を検討し計画的に進めることで、いじめのない学校づくりの取組を強化する。